

## 「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る プロジェクト企画・運營業務の委託に係る仕様書

### 1 委託業務名

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係るプロジェクト企画・運營業務

### 2 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、業務委託契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとします。

### 3 委託業務の目的

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有しています。さらに、千年以上にわたり、京都の、また日本の中心として、伝統をベースに新たな知恵、技術を取り入れ、変革を繰り返して発展を続ける精神で、何度も危機を乗り越えてきた地域であります。

本市では、当該地域が有する多彩な魅力・資源、地域力や人間力を最大限に活かし、未来志向のまちづくりを進めることにより、当該地域の活性化を図り、ひいては京都全体の活性化につなげていくことを目的として、今後約10年間に取り組むべき方策を取りまとめた「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(以下「活性化ビジョン」という。)を平成31年1月に策定しました。

この活性化ビジョンは、「つながりによる創造」と「変革によるまちの継承」をコンセプトに、活性化に向けた将来像を示し、それを実現するための方策を掲げ、市民や地域、事業者、行政など地域に関わる幅広い主体の役割分担のもと、ひとつとではなく、「自分ごと」「みんなごと」として進めることとしています。

本業務は、活性化ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、その内容を具体化するプロジェクトを企画・運営し、将来的に民間主体の自立的な取組を展開させ、活性化の動きをエリア全体に広げていくことを目指すものです。

### 4 委託業務の対象範囲

活性化ビジョンにおいては、「西陣」の範囲を限定することなく、地域特性を丁寧に踏まえながら活性化の方策に応じて、「西陣を中心とした地域」として、柔軟かつ効果的に捉えることとしており、本業務の実施においても同様の考え方とします(範囲のイメージは活性化ビジョン3ページ参照)。

## 5 委託業務内容

### (1) 活性化ビジョン推進プロジェクトの企画・運営等

活性化ビジョンの3つの柱（「歴史・文化を継承する」、「趣のある町並みに住む」、「西陣で働き、賑わいを生む」）及び活性化の土台（「誇りと憧れの西陣ブランドを確立する」）に掲げる11の方策を具体化し、市民、地域、団体、事業者等、関連する主体との連携のもと、将来的に民間主体の取組に展開できるプロジェクトを企画、運営するものとします。

本業務により、おおむね2年のうちに、活性化に向けた取組を軌道に乗せ、3年目以降は本市予算がなくても持続可能な民間主体の取組として事業化することを目指します。

※ 取り組む方策を限定した提案募集ではありません。ただし、以下の(3)に留意してください。

※ なお、令和元年度から、①「西陣 connect」、②「路地から始める西陣暮らし」の2つの活性化プロジェクトが実施されています（令和2年度まで委託事業、令和3年度から自走化）。

プロジェクトの詳細は、西陣活性化ポータルサイト「にしZINE」の「プロジェクト」ページをご確認ください（<https://nishizine.city.kyoto.lg.jp/project/>）。

### (2) 連携・協力

必要に応じて、当該地域において本市が実施する他の事業等との連携・協力を行うこととします。

### (3) 業務実施に当たって、特に留意すべき事項

① 資源や担い手の掘り起こし、ネットワーク化、戦略的な情報発信によるブランド化など、将来に向けた広がりや可能性を生み出す事業とすること。

② 活性化の動きをエリア全体に広げていけるよう、様々な主体や活動を巻き込むことを意識した事業展開とすること。

③ 令和3年度から自走化した取組を展開されている、「西陣 connect」、「路地から始める西陣暮らし」の2つの活性化プロジェクトとの棲み分け及び連携を検討のうえ、連携が可能な部分は積極的に連携し、相乗効果を高めるように取り組むこと。

④ 事業の内容に関わらず、「方策①暮らしの文化の継承」及び「方策②伝統文化・伝統芸能の「ほんもの」の魅力に触れる機会づくり」を意識し、歴史・文化の継承にもつながる事業となるよう工夫すること。

⑤ 幅広い分野への広がりがある事業として企画・運営を行うこと（例えば、「方策③京町家・路地の魅力を活かしたまちづくり」を事業の中心に掲げつつ、「方策⑧「ほんもの」に触れる観光の推進」にも寄与する事業とするなど）。

⑥ 定期的に進捗状況を共有する場を設けるなど、本市との連携を密にして業務を実施すること（具体的な情報共有の頻度等については、契約締結時に協議を行う）。

※ 提案書には、上記(1)～(3)に沿って提案内容を記載してください。

その際、将来的な自走化に向けた中長期的な展望を示したうえで、2年の委託事業として実施する内容をできるだけ具体的に記載してください。また、(3)の記載事項については、具体的に手法や工夫の内容を記載してください。

その他、より効果的な取組とするために必要と思われることがあれば、積極的に提案してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を踏まえ、履行期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額する場合があります。

## 6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 業務完了報告書                | 4部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)・(2)に係る電子データ      | 一式 |

## 7 その他

### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行います。

### (2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはいけません。委託期間終了後も同様とします。

### (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとします。

### (4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行ってください。

### (5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保してください。